

令和7年 4月

八雲小学校いじめ防止基本方針

八雲町立八雲小学校

【はじめに】

1 いじめ防止等対策に関する基本理念

- (1) いじめの芽はどの児童にも生じうるという緊張感をもち、学校の内外を問わずいじめが行われないようにする。
- (2) 全ての児童がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する児童の理解を深める。
- (3) いじめを受けた児童の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめ問題を克服する。

2 いじめ防止のための基本的な姿勢

いじめは、「どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識にたち、本校の児童一人一人が楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために「八雲小学校いじめ防止基本方針」を策定する。策定に当たっては、保護者や地域住民及び子供の意見を取り入れ、定期的に評価し、必要に応じて見直していく。

また、次の5点を本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」とする。

- (1) 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を醸成する。
- (2) 児童、教職員の人権尊重の意識を高める。
- (3) 校内における児童と児童、児童と教員の温かな人間関係を築く。
- (4) いじめ等を早期に発見し、適時、適切な指導を行い早期に解決する。
- (5) いじめ問題について保護者・地域、そして関係機関との連携を深める。

【いじめの定義と理解】

1 「いじめ」とは（「北海道いじめ防止基本方針」より）

- (1) いじめとは、児童と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）で、その行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 「いじめ」の理解

- (1) 児童の善意に基づく行為であっても、いじめにつながる場合がある。
- (2) 多くの児童が被害児童としてだけでなく、加害児童としても巻き込まれることや被害加害の関係が比較的短時間で入れ替わる事実を踏まえ対応する。
- (3) 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、児童の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断する。
- (4) いじめが「解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされている必要があるが、必要に応じて他の事情も勘案して判断する。
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安）。
 - ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

【いじめの未然防止】

1 児童に対して

- (1) 児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員としての自覚を高めることができる人間関係を醸成し、児童の心の居場所となる学級づくりを行う。
また、学校や学級のきまり、約束等をしっかり守るといった規範意識の醸成に努める。
- (2) 「わかる授業」、「児童一人一人が活躍できる授業」を行い、児童に基礎的・基本的な学習内容の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感・充実感を味わわせる。
- (3) 思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さ等を、道德の時間を核とした道德教育の場や学級指導等を通して育む。
- (4) 児童が「いじめは決して許されない」という認識をもつことができるよう様々な教育活動の中で指導し、いじめが生まれにくい環境をつくる。
- (5) 「見て見ないふりをすること」は「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、教職員や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。
その際、知らせることは決して悪いことではないことも併せて指導する。

2 教職員に対して

- (1) 児童一人一人が、自分の居場所を感じることができるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- (2) 児童が自己実現を図ることができるように、主体的に活動できる授業を日々行うことに努める。
- (3) 児童の思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級指導の充実を図る。
- (4) 「いじめは決して許されない」という姿勢を教員がもっていることを、様々な教育活動を通して児童に示す。
- (5) 児童一人一人の変化に気付く、鋭敏な感覚をもつように努める。
- (6) 児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- (7) 「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。
特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- (8) 問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識をもつ。

3 学校全体として

- (1) 全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- (2) いじめに関するアンケート調査を年に2回実施し、結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- (3) 「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- (4) 校長が、「いじめ問題」に関する講話を全校朝会や集会等で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと、「いじめ」に気付いた時にはすぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- (5) 「いじめ問題」に関する児童会としての取組を行う。
- (6) いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

4 保護者・地域に対する啓発・協力依頼

- (1) 児童が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- (2) 「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校だよりや保護者懇談会、PTA 総会、学校運営協議会等で伝え、理解と協力をお願いする。

【校内体制並びに教育委員会、関係機関・団体等との連携】

1 校内体制

- (1) 校務分掌に「いじめの防止等対策委員会」を位置付ける。構成は、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、関係する教諭とし、その他必要に応じて心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を加える。
- (2) いじめ役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。
- (3) いじめの相談があった場合には、担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議を行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、教職員で共有することとする。
- (4) 学校評価においては、年度毎の取組について、児童・保護者からアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。

2 教育委員会、関係機関・団体等との連携

- (1) いじめの事実を確認した場合の八雲町教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に則して、八雲町教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。
- (2) 地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAやスポーツ関係団体を含めた地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを勧めることを依頼する。
- (3) スクールカウンセラーの計画的な活用、ピアサポート学習の推進を図っていく。

【いじめ早期発見・早期解決マニュアル】

1 早期発見・・・「変化に気付く」

- (1) 児童の様子を、担任をはじめとする多くの教職員で見守り、気付いたことを共有する場を設ける。
- (2) 様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声かけを行い、児童に安心感をもたせる。
- (3) アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

2 相談・・・「誰にでも相談」

- (1) いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- (2) いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢で対応することを伝える。
- (3) いじめられている児童が自信や信頼感、存在感を感じられるような励ましを行う。
- (4) いじめに関する相談を受けた教職員は、管理職に報告するとともに、いじめ防止等対策委員会を通して校内で情報を共有するようにする。

3 早期解決・・・「傷口は小さいうち」

- (1) 教職員が気付いた、あるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を迅速に把握する。その際、被害者、加害者という二者関係だけではなく多面的、構造的に問題を捉える。
- (2) 事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。

- (3) いじめと思われる行為をしている児童に対しては、「いじめは絶対に許されない」という姿勢で臨み、まず、いじめをやめさせる。
- (4) いじめることがどれだけ相手 経営—30 っていることに気付かせるような指導を計画的、継続的に行う。
- (5) いじめてしまう気持ち、原因を聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- (6) 事実関係を正確に当該の保護者に伝えるとともに、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携して取り組むことを伝えていく。

4 重大事態発生時対応マニュアル

- (1) 重大事態とは
 - ア 児童が自殺を図った場合
 - イ 児童に精神的な疾患が発生した場合
 - ウ 児童の身体に重大な障害があった場合
 - エ 児童が金銭を奪い取られた場合
- (2) 重大事態の報告
 - ア 重大事態が発生した際は、八雲町教育委員会を通じて町長に迅速に報告する。
- (3) 重大事態の調査及び対応
 - ア 重大事態が発生した場合には、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」などに沿って適切かつ、速やかに対応する。
 - イ いじめられて重大事態に至ったという児童や保護者からの申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。
 - ウ 被害児童・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、被害児童・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進める。
 - エ 重大事態が生じた場合は、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー等の専門的な知識を有するもののほか、第三者からなる組織を設け調査する。
 - オ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されることがないように配慮する。
 - カ いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、「個人情報保護法」等に基づき、個人情報の保護に十分配慮すること。